

納税が困難な方に対する

市税等における納税猶予制度

徴収の猶予

➤ 以下のようなケースに該当する場合は、猶予制度がありますので、宗像市役所 収納課 にご相談ください。

(徴収の猶予:地方税法第15条)

(ケースⅠ) 災害により財産に相当な損失が生じた場合

災害により、備品や棚卸資産を廃棄又は盗難にあった場合

(ケースⅡ) ご本人又はご家族が傷病の場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が傷病の場合

(ケースⅢ) 事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合

(ケースⅣ) 事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、著しい損失を受けた場合

※著しい損失とは、申請前の1年間においてその前年の利益の額の2分の1を超える損失(赤字)が生じた場合をいう

(ケースⅤ) ケースⅠ～Ⅳに類する場合

前ケースのいずれかに該当する事実と類する事実がある場合

(ケースⅥ) 随時期課税による納付が困難の場合

本来の納期限から1年以上経過したのち、修正申告等で納付すべき税額が確定した場合

換価の猶予

- 地方税を一時に納付することができない場合、換価の猶予制度がありますので、宗像市役所 収納課にご相談ください。
(申請による換価の猶予:地方税法第15条の6)

猶予の効果

徴収の猶予

- 猶予制度の適用を受けた市税等は、その猶予期間内において、分割して納付することができます。なお、猶予期間は原則1年以内、分割して納付いただく金額は、納税者の方の財産の状況等を踏まえて定めることになります。
- 新たな督促や差押がされません。また、すでに差押されている財産の換価が猶予されます。
- 納期限を過ぎると延滞金が課されますが、猶予制度の適用を受けている期間については、延滞金が軽減又は減免されます。

換価の猶予

- すでに差押されている財産の換価が猶予されます。
- 猶予期間内において、分割して納付しなければなりません。なお、猶予期間は原則1年以内、分割して納付いただく金額は、納税者の方の財産の状況等を踏まえて定めることになります。
- 徴収の猶予同様、制度の適用を受けている期間については、延滞金が軽減されます。

猶予申請の期限

徴収の猶予

- 前頁の(ケースI~V)については申請期限はありません。該当事由発生時、随時受付。
(ケースVI)については指定の納期限まで。

換価の猶予

- 指定の納期限から3か月以内の申請によるもの。

※申請期限を過ぎますと、猶予制度を受けられない可能性があるのでご注意ください。

担保の提供

- 猶予制度の適用を受けるには、通常、担保が必要となりますが、猶予を受けようとする額が50万円以下の場合は、財産の状況などから担保の提供ができることが明らかである場合を除き、担保は不要として取り扱います。

お問い合わせ先

- 宗像市経営企画部 収納課 収納係 TEL:0940-36-5392
FAX:0940-36-2831